

アルバイトについてのきまり

生徒のアルバイトについては下記の事項を遵守すること。

- (1) アルバイトを行う者は必ずアルバイト許可願を提出し、学校長の許可を受けること。ただし、1年次においては夏季休業前のアルバイトは原則禁止とする。
- (2) 許可を受けた者は、発行された許可証を常時携行すること。
- (3) アルバイトはどのような理由であれ、学校生活に支障をきたさないように行うこと。
- (4) アルバイトへの従事は平日・休日ともに法律に準じ22:00までとし、授業時間内での実施は決してないようにすること。
- (5) 考査期間中（考査一週間前から）はアルバイトへの従事を禁止する。
また、以下の場合には許可をしない。
 - ①危険を伴うものや居酒屋等、高校生が従事するにふさわしくない店舗・業態の場合。
 - ②成績不振者、また許可者が成績不振になった場合。
(成績が復調するまで、アルバイトへの従事を禁止する。)